

官 印 省 略  
20250317近畿第67号  
令和7年3月27日

檀原市長 亀田 忠彦 殿

近畿経済産業局長 信谷 和重

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和7年3月11日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

## 別 紙

### 橿原市導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

橿原市の人口は、118,556人であり、そのうち年少人口（0～14歳）は13,329人（11.2%）、生産年齢人口（15～64歳）は70,004人（59.0%）、老年人口（65歳以上）は35,223人（29.7%）となっている（令和7年1月1日現在）。

産業構造としては、就業者数は第三次産業が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業と続く。細かく見ると、第三次産業の医療・福祉、同じく第三次産業の卸売業・小売業、第二次産業の製造業が上位3傑である（令和2年国勢調査）。

事業所数で見ると、卸売・小売業が最も多く、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉と続く（令和3年経済センサス）。

中小企業者の実態は、業種による大きな違いはなく、設備投資は持ち直しているところはあるものの、小規模企業者においては特に厳しい状態が続いており、設備投資を控える事業者が多いのが現状である。

##### (2) 目標

小規模企業者だけでなく、より多くの事業者の設備投資の導入を促進する。本計画の期間中、年間10件の計画認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

より多くの事業者の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、雇用拡大等の観点から、市内に所在する自己の事業所等（従業員等が常駐するものに限る。）の敷地内に設置された設備を対象とし、それ以外の設備（土地に自立して設置されたものや従業員等が常駐しない事業所等の敷地内に設置されたものなど）については対象外とする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

より多くの事業者の設備投資を促進するため、橿原市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

より多くの事業者の設備投資を促進するため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入は労働生産性の向上を図るためのものであり、人員削減を目的とした取組としないこと。
- ・公序良俗に反するもの及び反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展及び地域の周辺環境に配慮すること。
- ・先端設備等の導入計画の認定対象者は、檀原市税の滞納がないものとする。